

様式 A-11 〔作成上の注意〕

＜対応事業＞

特別研究員奨励費（特別研究員－PD、SPD、RPDのみ）

特別研究員奨励費において、研究代表者（特別研究員－PD、SPD、RPDのみ）の研究に従事する研究機関が間接経費を受け入れられない場合に作成すること。

なお、交付内定通知があった間接経費が措置されている研究課題について、直接経費も含めて交付申請を辞退する場合には、「交付申請の辞退届（様式A-7）」を提出すること（本辞退届を提出する必要はない。）。

【注意事項】

① 「課題番号」及び「交付予定額」欄は、「内定一覧」を十分確認のうえ記入すること。なお、この欄に「部局番号」や「職番号」を誤って記入しないよう注意すること。

（「研究者番号」欄は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の研究者情報に登録されている8桁の番号を記入すること。なお、研究者番号を有しない者は空欄とすること。）

また、「課題番号」欄は右詰で記入すること。

（例）・特別研究員の場合

	2	6	・	1	2	3	4
--	---	---	---	---	---	---	---